

基本施策(1) 地域福祉の推進

目指すまちの姿

地域での支え合いの仕組みづくりや、福祉を担う心豊かな人づくり等により、市民一人ひとりの個性や考えが尊重されるとともに、市民がお互いに助け合い、幸せに暮らすことのできるまちづくりを目指します。

現状と課題

- 住民相互のつながりが希薄化しており、住民の主体的な活動を基盤としたコミュニティづくりが求められています。
- 第三次宜野湾市地域福祉計画に基づき、宜野湾市社会福祉協議会と連携し、各施策を展開しています。特に、「まちでニッコリ(*^_^*)あいさつ・声かけ運動(まちニコ運動)」や「自治会加入促進運動」を展開するなど、連帯意識向上への取り組みを行い、地域福祉推進の基盤づくりに努めています。
- 市民や地域の抱える様々な課題に対し、関係部署との連携した相談窓口の充実が必要です。



まちニコデイ



地域支え合い活動委員会

ー 口 × モ

○まちでニッコリ(*^_^*)あいさつ・声かけ運動(まちニコ運動)とは・・・

毎月25日を「まちニコデー」として、あいさつ声かけ運動を推進しています。あいさつを通して隣近所が知り合いになるきっかけをつくり、地域住民がつながるまちを目指します。

○チュイシーセンターとは・・・

地域レベルの福祉の相談窓口であり、自治会を中心とする地域の支え合いの仕組みづくりをサポートする拠点となる場で、宜野湾市社会福祉センターに設置しています。

(※チュイシー：沖縄の方言。自分の能力の範囲で思いやりをもってお互いに助け合うということ。)

○地域支え合い活動委員会とは・・・

自治会、民生委員・児童委員、ボランティアの方々を中心に、それぞれの地域で抱える課題の発見・解決に取り組む組織のこと。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①福祉に対する意識の向上	市民が地域を支える担い手として意識を高めていけるよう、福祉の心を育てていきます。 また、地域活動への参加を促し、担い手となるキーパーソンやボランティアの育成・活用を図ります。	○福祉教育の充実 ○地域活動への参加促進 ○民生委員、児童委員の確保及び充実 ○ボランティアの育成・活用
②支え合いの仕組みと拠点・体制づくり	身近な地域での支え合い活動を支援していくため、相談窓口の充実と地域と関係機関とのマネジメントを行うコーディネーターの資質向上を図るなど、チュイシージーセンターの機能充実に努めます。 また、保健・福祉・医療等の関連団体や社会福祉協議会、関係機関等との連携体制の構築及び総合的な拠点整備を図ります。	○地域での支え合いをサポートする拠点機能の充実 ^{安全安心} ○地域づくり等を軸とした連携体制の構築 ○（仮称）総合福祉健康増進センターの整備に向けた取り組み
③権利擁護と相談対応等の充実	判断能力に不安のある方を守るため、権利擁護の充実を図ります。 また、市民や地域の抱える複雑・多様な問題に対し、適切かつ的確にサービスが提供できるように、各種相談窓口の充実を図ります。 さらに、サービスを選択するために必要な情報が行き届くように、情報提供の充実に努めます。	○権利擁護の充実 ○各種相談窓口の充実と相談体制の確立 ○情報提供の充実

目標指標

指 標	現状値（H27）	目標値（H31）
地域支え合い活動委員会の立ち上げ数	20自治会	全自治会
民生委員・児童委員の委嘱率	94.2%	97.8%

関連する主な個別計画等

第三次宜野湾市地域福祉計画（H28～32年度）

基本施策(2) 子育て支援・子育て環境の充実

目指すまちの姿

子育て環境のさらなる充実に向け、待機児童解消に資する取り組みや子育て支援ネットワークづくり、ひとり親家庭への自立支援の推進により、誰もが子どもを産み育てやすく、未来の担い手である子どもたちが笑顔で健やかに育つまちを目指します。

現状と課題

- 子ども・子育て支援法の目的である「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」に向け、待機児童の解消のみならず、潜在的待機児童の解消を図る必要があります。
- 延長保育事業や病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の実施等、多様な子育て支援サービスが求められています。
- 子育て支援事業に従事する保育従事者（有資格者）の確保が課題です。
- こども医療費助成は、平成 26 年 1 月より自動償還方式を導入し、保護者の利便性が高まっており、順次対象世帯の拡充が求められています。
- 保育の量的拡大・確保について、宜野湾市子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所や小規模保育事業等の整備を進めています。
- 放課後の安心・安全な児童の居場所確保のため、児童センターの適正配置及び公立の放課後児童クラブの拡充並びに関所時間の延長が求められています。
- ひとり親世帯向けの支援制度や相談窓口、当事者会等の周知を図り、自立に有効な情報提供の在り方を検討する必要があります。

ー 口 × モ

○潜在的待機児童とは・・・

将来の保護者の就労希望等により今後認可保育園を利用したいと希望する世帯の児童のこと。

○ファミリー・サポート・センターとは・・・

「子育ての援助をしてほしい人」と「子育ての援助をしたい人」がお互いに会員になって有償で助け合う会員組織。会員は以下の種類に分けられます。

おねがい会員・・・子育ての援助をしてほしい方。

まかせて会員・・・子育ての援助をしたい方。

どちらも会員・・・上記の子育ての援助について、両方を希望する方。

○自動償還方式とは・・・

市の窓口で助成金支給申請することを簡素化するシステムのこと。保護者は一旦自己負担金を支払えば、その後助成金支給申請を市の窓口で手続きする必要はなく、助成金は後日指定の口座に自動振込みとなります。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①安心できる子育て環境の充実	保育を必要とする家庭・児童への対応を図るため、待機児童解消や多様な保育サービスの充実、保育環境と保育士の質の向上・維持に取り組めます。また、すべての子ども・子育て家庭を支援するため、地域人材や各種資源等の協力のもと、子育てに対する不安の解消や交流、支え合いの仕組みの充実を図ります。 こども医療費助成については、ひとり親世帯の受給者に対しても自動償還方式を導入することにより、助成金申請の簡素化を図ります。 子ども・子育て支援法に基づき、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」に向けて、切れ目のない保育・教育環境の整備に取り組めます。	○待機児童解消に向けた多面的方策の実施 子ども成長 ○多様な子育てサービスの充実 子ども成長 ○保育士の処遇改善と確保 ○「公」と「民」の役割分担と連携の強化 ○子育て支援ネットワークづくり 子ども成長 ○助成金申請の簡素化 ○切れ目のない保育、教育で安心できる子ども子育ての推進
②児童の健全育成に向けた取り組みの充実	遊びや多様な体験、異年齢児童の交流等を通して児童の健全育成を図るため、放課後や休日等の児童の居場所づくりに取り組めます。	○小学校区ごとに一か所の児童館の整備に向けた取り組み ○放課後等の児童の居場所づくりの充実
③ひとり親家庭への自立支援の推進	就業支援を中心とした経済的支援を行うとともに、育児等の負担軽減となる制度の普及及び拡充を検討します。 また、相談窓口や当事者団体の活動促進を図ります。	○経済的自立の支援 ○子育て、生活支援の拡充 子ども成長 ○ひとり親家庭生活支援事業の推進 ○支援体制の強化

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
ファミリー・サポート・センターどっちも、まかせて会員数	152人	177人
ひとり親家庭生活支援事業利用者の就職者数	なし	22人

関連する主な個別計画等

・宜野湾市子ども・子育て支援事業計画（H27～31年度）

基本計画

目標2 健康で、安心して住み続けられるまち

基本施策(3) 児童虐待・DV の防止と被害者支援の強化

目指すまちの姿

学校・地域・家庭での人権教育等の推進により、児童虐待・DV根絶の気運の醸成を目指します。
また、就業・住宅確保のサポート等により、被害者への自立支援を行うとともに、児童虐待・DVを
予防・早期対応することができる体制の構築を目指します。

現状と課題

- 児童虐待の予防及び早期発見に資するため、乳幼児健診等により、気になる世帯の把握を行い、関係機関と連携し支援を行っていますが、健診未受診者に対する取り組みの充実、強化が必要です。
- 児童相談は、毎年500件以上となっており、そのうち200件以上が児童虐待に関する相談となっています。児童虐待防止の取り組みとして、要保護児童対策地域協議会において、小中学校をはじめとする関係機関との連携強化を図っています。
- 児童虐待に関する啓発活動を行っていますが、保育園、幼小中学校で虐待対応への理解が十分とはいえないため、虐待の疑われる児童の潜在化が懸念されます。
- 女性相談の件数は、増加傾向にあり、特にDV被害に関する相談件数の占める割合は、年々増加しています。また、離婚、DV等、専門的な知識を要する相談が多いため、専門性の確保が求められています。
- 増加する相談、また複雑な相談内容に対応できるように相談体制を再構築する必要があります。
- DV防止啓発事業として、リーフレットの作成や各種講座を実施し、DV防止啓発及び被害者支援事業について、さらなる周知を行う必要があります。



児童虐待防止パネル展

一口メモ

○こんにちは赤ちゃん事業とは・・・

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業のこと。

○要保護児童対策地域協議会とは・・・

児童虐待をはじめ、非行や不登校、障害等の児童に関する課題解決を図る組織のこと。本市では、31の関係機関・団体が構成されています。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①児童虐待等の予防と対応	乳幼児健診やこんにちは赤ちゃん事業、母子健康手帳交付時等の各種母子保健事業において、児童虐待等の早期発見・対応により、関係機関と連携し、虐待予防につなげます。 要保護児童対策地域協議会の充実を図り、虐待の早期発見と被害児童及び虐待者、双方への適切かつ継続的な対応を強化します。 また、児童虐待の多岐にわたる問題に対応するため、職員の資質向上に努めるなど、相談対応の充実を図ります。 虐待が懸念されるハイリスク世帯の発見やフォローを行うため、母子保健との連携強化を図ります。市民に対して、虐待の未然防止、また、虐待及びその恐れのある家庭を発見した際、ためらうことなく通告できるよう、周知・啓発を行います。	○健診受診率の向上 ○こんにちは赤ちゃん事業の訪問率の向上 ○要保護児童対策地域協議会の充実 ○相談窓口の強化 ○ハイリスク世帯の発見及び対応の充実 子ども成長 ○市民への周知及び啓発 ○母子保健施策との連携強化
②DVの防止と被害者支援の強化	関係機関と相互に協力し、DV被害者の適切な保護を行っていくとともに、相談及び支援体制の充実強化を図ります。 また、精神的フォローを行いながら、就業及び住宅確保のサポートを行うなど、被害者の自立を支援します。 DV根絶の気運を醸成するため、学校・地域・家庭での人権教育等を推進するとともに、市民の適切な対応・協力を得るための広報啓発を行います。	○相談・支援体制の充実強化 ○適切な保護のためのネットワークの構築 ○被害者の自立支援の充実 ○DV未然防止のための市民への広報、啓発、教育の充実

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
3歳児健康診査受診率	84.7%	85%
児童福祉支援者研修会及び講演会参加者の満足度	90%	90%

関連する主な個別計画等

- ・第三次宜野湾市地域福祉計画（H28～32年度）
- ・第3次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～（H27～36年度）
- ・第二次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画（H25～29年度）

基本施策(4) 障がい者(児)福祉の充実

目指すまちの姿

障がい者(児)を含む全ての市民が暮らしやすい地域社会の実現に向け、関係機関との連携のもと、日常生活や就労支援により、障がい者(児)が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるまちを目指します。

現状と課題

- 障がい者施策の充実に向け、中学校区での相談支援体制を基本に、関係機関との連携を図り、取り組みを進めていますが、相談支援業務の専門性確保、継続した支援体制の確立及び障がい理解に向けた地域への広報啓蒙活動のあり方の検討が求められています。
- 就労移行支援、就労継続支援のサービス利用者が著しく伸びており、一般就労に向けた企業とのマッチングが求められています。また施設入所希望者も多く、宅地建物取引業者会と連携した居住先の確保等、地域移行、定着への対応も求められています。
- 就学前の児童発達支援に希望者が多く飽和状態です。また市内に短期入所施設がなく、待機状態で支給決定後のサービス利用に支障を来しています。
- 保育課在籍の臨床心理士を中心に、関係部署（障がい福祉課・健康増進課等）等と連携し、乳幼児健診や保育所等巡回等において、発達障がい児の早期発見及び障がい児相談へと繋がりがやすくなっています。
- 放課後デイサービス等の障がい児サービスの利用が増加しており、各施設における障がい児保育を行う人材確保のため、勉強会や研修会の充実を図る必要があります。



車いすマラソン

一 口 メ モ

○放課後デイサービスとは・・・

学校に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。

○インクルーシブ教育とは・・・

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①相談支援・連携体制の構築	障がい者（児）の抱える多様な問題の解決に向け、関係機関との連携のもと、相談支援体制や情報提供の充実を図ります。 また、障がい者（児）を含む全ての市民が平等である地域社会づくりに向け、広報、啓発に取り組み、障がい福祉施策の進展を図ります。	○相談支援体制の充実 ○自立支援協議会の充実 ○障害者差別解消法の取り組み 子ども成長 ○障がい者（児）の地域活動支援
②自立に向けた住環境・就労支援	地域における障がい者の自立した生活に向けて、就労支援策と住まいの確保等について、関係機関と連携し取り組みます。	○就労支援策の確立 ○居住サポートの確立 ○自動車運転免許取得費用等助成の実施
③障がい児への早期支援	障がい児への早期支援を図るため、関係各課との連携を強化し、療育支援や保育、放課後活動の充実を図ります。 障がい児やその家族が安心して生活していくことができるよう、障がい児保育の充実をはじめ、各種サービスの活用による放課後等の居場所の確保を図ります。 障がいの有無に関わらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、関係各課と連携し取り組みを進めます。	○障がい児保育の充実 ○療育支援の充実 ○保護者支援の実施 ○障がい児サービスの充実 ○インクルーシブ教育の実践 ○障害児福祉計画の策定
④日常生活支援の充実	障がい者（児）の日常生活を支援するため、福祉サービス等の充実を図ります。 また、住環境のバリアフリー化や移動手段・交通手段の確保、生きがい活動等の推進を図り、社会参加を促進します。	○在宅生活の支援 ○日中活動の場及びサービスの充実 ○バリアフリー環境の充実 ○生きがい活動の推進

目標指標

指 標	現状値（H27）	目標値（H31）
身体障害者住宅改造費助成件数	6件	10件

関連する主な個別計画等

- ・第三次宜野湾市障がい者福祉計画（H24～29年度）
- ・宜野湾市子ども・子育て支援事業計画（H27～31年度）

基本施策(5) 高齢者介護・福祉の充実

目指すまちの姿

高齢化が進展する中、高齢者の社会参加を進め、生きがいをもって生活することができるまちを目指します。

また、支援や介護が必要となる場合でも、可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、日常生活支援総合事業等を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築による、誰もが支え合う共生社会の実現を目指します。

現状と課題

○これまでの福祉サービスは、高齢、障がい、児童、その他対象者ごとに充実してきたところですが、家族や地域社会の変容に伴うニーズの多様化や、必要な支援の複合化に対し、単独の機関によるアプローチでは、十分対応できていないケースも存在しています。

○市社会福祉協議会において「生きがい対応型デイサービス事業」や「軽度生活援助事業」を含む「高齢者地域生活支援事業」を市の補助事業として実施しています。

○平成 28 年 3 月に介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、介護予防訪問介護等現行相当サービスと、専門職による短期集中サービス C を実施しています。今後は、基準を緩和したサービス A 又は住民主体によるサービス B の実施検討等が必要です。



ミニデイサービス（野嵩 1 区）



短期集中サービス C
（筋力向上トレーニング）

ー ー ー ー

○地域包括ケアシステムとは・・・

2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。

○短期集中サービス A、B、C とは・・・

予防訪問介護サービスの種類のこと。

サービス A・・・生活援助等を行います。

サービス B・・・住民主体の自主活動として、生活援助等を行います。

サービス C・・・保健師等による居宅での相談指導等を行います。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①高齢者の社会参加や生きがいの充実	対象を問わずに誰もが福祉サービスを受け、あるいは居場所ともなる「小さな拠点（多世代交流・多機能型の福祉拠点）」の整備を進めるとともに、高齢者の外出機会を増やす動機づけを目的とする、シルバーパスポート事業を実施します。	○総合事業の多様なサービスの創設、シルバーパスポート事業の実施 ○活動の場の整備の充実
②介護予防・日常生活支援総合事業の推進	高齢者の生活支援サービス等の提供体制の構築に向けたサービス資源の開発や、ネットワーク構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」を配置します。 さらに、情報共有及び連携強化の場となる「協議体」を設置し、コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画することで、生活支援の担い手の養成や、サービスの開発等を行います。	○介護予防及び生活支援サービス事業の推進 ○一般介護予防事業の推進
③地域包括ケアシステムの構築	多様なニーズに対応したサービスの提供を図り、地域包括ケアシステムの構築による、地域住民の協働と参画による誰もが支え合う共生社会の実現を目指します。	○包括的支援事業（地域包括支援センターの運営、社会保障充実分）の充実 安心 ○サービス基盤の充実 ○適切なサービス利用の促進

目標指標

指 標	現状値（H27）	目標値（H31）
シルバーパスポートカード協力事業所数	8か所	12か所

関連する主な個別計画等

・第6期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H27～29年度）

基本施策(6) 生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進

目指すまちの姿

誰もが安定した生活が送れるように、生活保護制度や国民年金制度等の周知及び支援を実施するほか、生活困窮世帯に対する就労支援や、子どもたちに対する学習支援を行い、市民の生活向上を目指します。

現状と課題

- 生活保護受給者が増加している中、生活困窮者自立支援制度（平成 27 年 4 月）が新たに創設され、生活保護に至る前段階の自立支援策の強化が求められています。
- 民生委員、児童委員をはじめ各関係機関との連携を図り、生活困窮世帯の把握に努めるなど、支援体制の充実が必要です。
- 子どもの貧困対策について、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 26 年 1 月）」が施行され、貧困の連鎖防止に向けた対策が求められています。
- 貧困の連鎖を防止するために生活困窮家庭等の子どもに対し、将来安定した生活が送れるように自立に向けての就学支援が必要です。
- 本市では、こども支援員を配置し、生活環境の現状把握や、関係機関との情報共有を行っています。さらに、生活困窮世帯等の子どもの通塾等への支援や、食事の提供、生活指導等ができる「子どもの居場所」の開設等、取り組みを実施しています。
- 日本年金機構との連携を密にし、無年金者になる恐れがある方に対する国民年金制度の周知、戸別訪問や勧奨文書の発送等、指導の徹底が必要です。



就労準備セミナー

一 口 へ も

○民生委員、児童委員とは・・・

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①低所得者福祉の充実	低所得者の生活の安定化を図るため、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の各種制度の周知や援助、助言等の相談体制の強化を図るとともに、地域等と連携した生活サポートに努めます。 また、関係機関等との連携のもと、職業相談や職業訓練の紹介等の就労支援を実施します。	○各種制度の周知徹底 ○相談体制の充実及び強化 ○地域等と連携した生活サポートの充実 安心 ○職業相談、就労支援策の強化 ○就労準備支援事業の実施
②子どもの育ちの保障と充実	子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、未来に向かって健やかに成長していけるよう、関係機関と連携した相談体制の充実や、子どもの居場所づくりの推進等、必要な環境整備を実施します。 さらに、子どもの貧困対策を実施し、低所得世帯の学習が遅れがちな子どもたちを対象とした学習支援や、高校進学率向上を目指した学習支援を実施するなど、教育機会の均等が図られるよう取り組みます。	○子どもの学習支援事業の充実・強化 ○地域等と連携した生活サポートの充実 ○関係機関等と連携した相談、支援策の強化 ○子どもの居場所づくりの推進 子ども ○子どもの実態調査の実施 ○子ども支援対策計画策定 子ども
③国民年金制度の周知	日本年金機構と連携し、国民年金制度周知の徹底に努めます。 また、無年金者になる恐れがある方に対し、保険料納付や任意加入等の指導及び免除勧奨を行い、年金受給権の確立を図ります。	○制度周知の徹底 ○届出や納付の勧奨及び指導の徹底

目標指標

指 標	現状値（H27）	目標値（H31）
就労準備支援事業における講座開催回数	なし	3回
子どもの居場所運営支援箇所数	なし	9か所

関連する主な個別計画等

- ・第三次宜野湾市地域福祉計画（H28～32 年度）
- ・第二次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画（H25～29 年度）
- ・宜野湾市子ども・子育て支援事業計画（H27～31 年度）

基本施策(7) 健康づくりの推進

目指すまちの姿

母子保健活動の推進や、各種健康教室、健康相談等の充実により、全てのライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、西普天間住宅地区跡地への国際医療拠点構想を見据え、市民が生涯にわたり、健康でいきいきと暮らすことのできる健康都市の実現を目指します。

現状と課題

- 「一次予防」に重点を置き、各種健康教室の開催を行っていますが、働き盛り世代の参加者が少ない状況です。
- 平成27年度特定健診受診率は33.2%で、県内下位となっています。受診率向上に向けた取り組みとして、重点的な受診勧奨を行うためのモデル自治会の選定や、受診率上位3自治会及び受診者数が増加した自治会の表彰を行っています。
- 高齢化や医療の高度化により、医療費が年々増加傾向にあるため、医療費の適正化が求められています。
- 母子保健活動について、各種健診や健康教室等を実施していますが、専門職の人材確保が求められています。
- 西普天間住宅地区跡地での国際医療構想の実現に向けて、関係機関と協議を行っています。



はごろもウォーキング大会



健康づくり市民大会

一 口 へ ち

○国際医療拠点構想とは・・・

平成27(2015)年3月に米軍から返還されたキャンプ瑞慶覧の一部である「西普天間住宅地区」の跡地に、琉球大学医学部及び同附属病院の移転を中心に、高度医療や研究機能の充実、地域医療水準の向上、国際的な研究交流及び医療人材育成等を図る構想のこと。

施策の展開

【施策名】	【取組方針】	【主な取り組み】
①健康づくり活動の充実	生涯を通じた健康づくりを支援していくために、健康教室、健康相談の充実等により健康づくりに関する意識の啓発に努めます。 また、家庭や学校、保育所、地域等と連携し、食育等の充実を図ります。	○健康相談の充実 ○各種健康教室の充実 安全安心 ○保健活動の担い手育成 ○食育の推進
②疾病予防対策の強化	特定健診等の受診率向上のため、積極的な受診勧奨や市民が受診しやすい健診を実施するほか、特定保健指導の充実強化、各種予防接種の情報提供や接種費助成による接種勧奨等を行い、病気の予防と早期発見を図ります。	○健診等の情報提供 ○受診しやすい健診等の実施 ○特定保健指導の充実強化 ○生活習慣病の重症化予防の推進 ○各種予防接種の情報提供の充実 ○任意予防接種の公費負担の実施
③医療費適正化の推進	医療費は、医療の高度化や年齢の上昇等に伴い、高くなる傾向があります。増大する医療費抑制のため、被保険者資格の適正化、第三者求償事務の充実強化、ジェネリック医薬品に関する情報提供等を行い、医療費の適正化に努めます。	○医療費適正化の推進 ○被保険者資格適正化の推進
④母子保健活動の推進	妊娠期から乳幼児期における各種健診や教室等の事業を通し、健康づくりを推進することにより、生活の質の向上を図り、地域で安心して暮らせるよう関係機関と連携し支援します。また、学校等と連携し、思春期保健の充実を図ります。	○健診の充実 子ども成長 ○健康相談の充実 ○健康教室の充実 ○母子健康手帳交付時の保健相談の充実 ○思春期保健の充実
⑤国際医療拠点構想の推進	琉球大学医学部及び同附属病院を中心とした、国際医療拠点構想の実現を目指します。	○国際医療拠点構想実現に向けた関係機関との連携 安全安心

基本計画

目標2 健康で、安心して住み続けられるまち

目標指標

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H31)
健康相談人数	659人	950人
特定健診受診率	33.2%	60%
麻しん・風しん予防注射接種率	97.8%	95%以上の維持
ジェネリック医薬品利用率	73.2%	80%

関連する主な個別計画等

- ・宜野湾市健康増進計画 健康ぎのわん 21（第2次）（H26～35年度）
- ・宜野湾市食育推進計画（H26～35年度）